

## 市民協働審議会審査結果

指定申出書（更新含む）を提出した以下の法人について、市民協働審議会にて審査を行いました。

申出書提出年月日	法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	審査結果	理由
平成29年 7月13日	特定非営利 活動法人み ゆ一まる	高瀬 和子 (岡本 和子)	横須賀市浦郷町 一丁目48番地	この法人は、青少年、児童、幼児、高齢者、社会人に対して、動物愛護の啓発に関する事業や、動物達とのふれあいと音楽を組み合わせた施設訪問事業等を行い、人間と動物との共存、人間の社会福祉、青少年の育成、芸術の振興に寄与することを目的とする。	指定不相当	条例第4条第1項第3号に規定する経理に関し、規則で定める青色申告法人に準ずる会計処理が採用されてなく、指定の基準を満たさないため
平成29年 7月14日	特定非営利 活動法人産 業クラスタ ー研究会	木下 武	横須賀市光の丘 8番3号YRPベン チャー棟209号	この法人は、対象地域の中小企業経営者の有志及び行政・大学・企業のOBであるシニアの有志が中心となり民間版「産業クラスター」を形成する。それによりシニアの生き甲斐や社会貢献につなげると共に、シニアの豊富な経験を活かし、行政・大学・研究所・金融機関などの協力を得て地域の中小企業活性化の方策研究、さらには研究成果の実施などの事業を行うと共に、「新しい公共」実現のため、地域に密着した公益事業を行い、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。	指定相当	—

指定相当となった法人については、今後、指定へ向けて必要な手続きを進めます。

※平成29年12月定例議会へ、該当法人を指定する条例改正案を提出予定。

※市議会にて審議のうえ、条例改正案が可決、成立すると、条例施行日から指定NPO法人（更新）となります。